



埼玉県報

第 523 号
令和 6 年(2024 年)
6 月 14 日
金曜日

目次

告示

- 税務システム環境構築等業務委託に関する契約の相手方等の公示（税務課）
- 滞納整理支援システム再構築業務委託に関する契約の相手方等の公示（税務課）
- 軽油引取税免税証の無効告示（税務課）
- 特定非営利活動法人の認定に係る公告（共助社会づくり課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 埼玉県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金収納事務委託（こども政策課）
- 保育士登録業務に係る手数料徴収事務委託（こども支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 土地収用法による事業認定（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 蓮田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 蓮田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 嵐山町平沢土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出（市街地整備課）
- 蓮田市高虫西部土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出（市街地整備課）
- 令和 6 年度第 2 回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）
- 令和 6 年 6 月 3 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1 の数等（選挙管理委員会）
- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者（監査第一課）

告 示

埼玉県告示第七百十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
税務システム環境構築等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年5月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額
659,744,250円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第七百十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
滞納整理支援システム再構築業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年5月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額
1,263,308,063円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告示

埼玉県告示第七百十六号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一 トリッ	11A099668 11A099669	二	農業	令和五年六月一日 ～ 令和六年三月三十一日
一〇〇 トリッ	11G113285 11G113287	三	農業	令和五年六月一日 ～ 令和六年三月三十一日

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称

埼玉県加須市浜町四番三十七号
ほくさい農業協同組合加須燃料配送センター

免税証を交付した事務所

埼玉県春日部県税事務所

亡失年月日

令和六年四月十一日

告 示

埼玉県告示第七百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

特定非営利活動法人ほっとサポート てんとうむし

二 代表者の氏名

大野 明子

三 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市小仙波町四丁目十一番地十二

四 当該認定の有効期間

令和六年六月十四日から令和十一年六月十三日まで

告 示

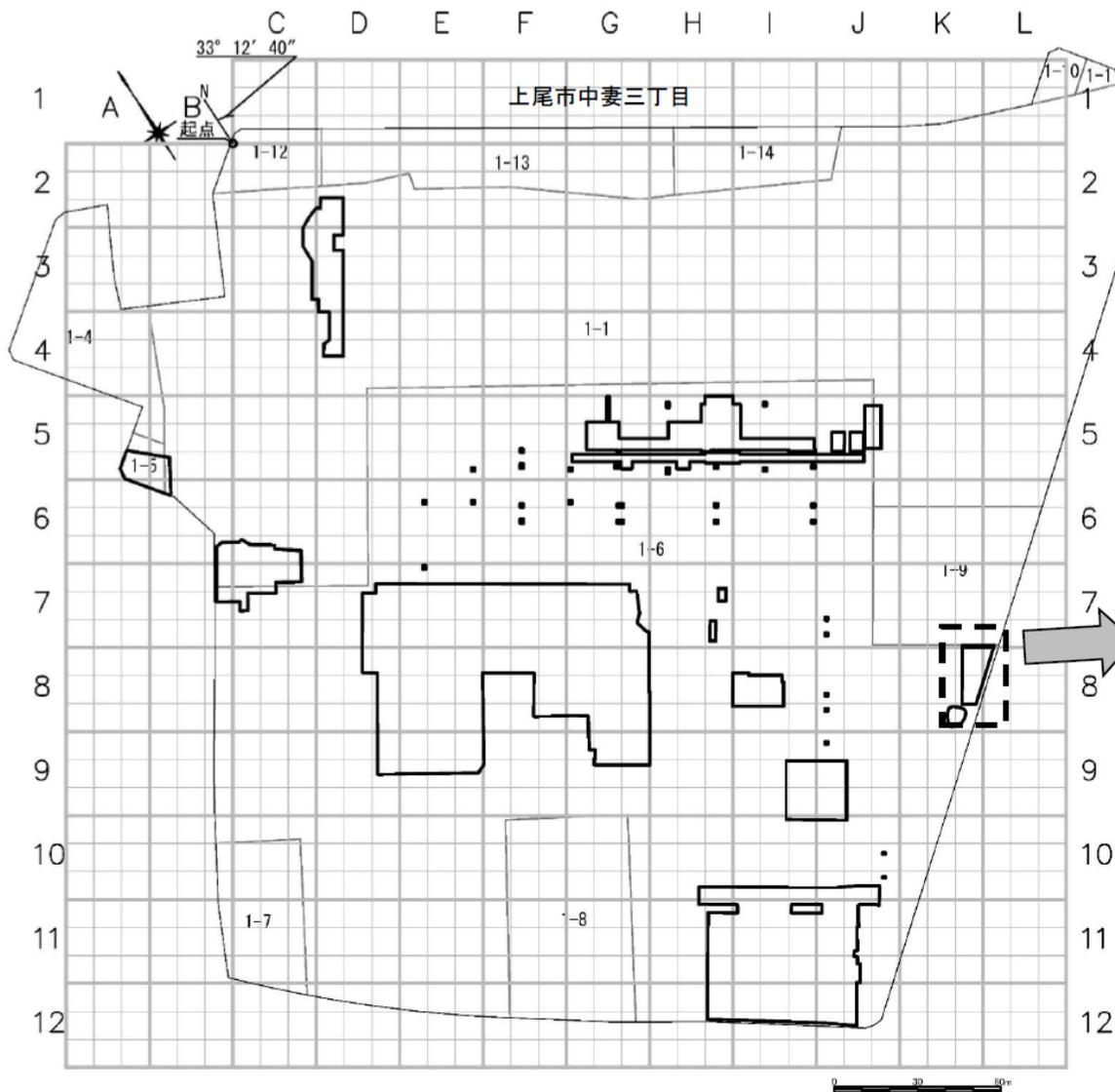
埼玉県告示第七百十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

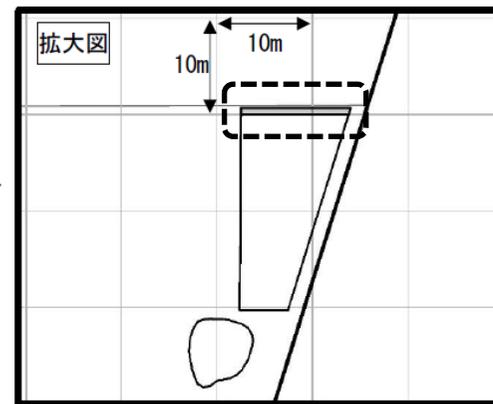
- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県上尾市中妻三丁目一番六の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物



【起点】
 起点は上尾市中妻三丁目1番12の
 既往調査の起点とする。

【格子の回転角度】
 33° 12' 40"

- : 敷地境界 □: 調査対象地
- : 30m格子 □: 10m格子 - : 筆境界
- : 形質変更時要届出区域



各30m格子内のNo

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

30m格子名: A1
 単位区画名: A1-5

告示

埼玉県告示第七百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条（同法第三十一条の六及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金に係る未収金の徴収事務	東京都港区芝浦三丁目十六番二十号 ニッテレ債権回収株式会社 代表取締役 長岡 智重	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和六年四月一日

三 委託をした日

令和六年四月一日

告示

埼玉県告示第七百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表福祉部の項第三号、第四号及び第五号に規定する手数料	東京都千代田区麹町一丁目六番地二 社会福祉法人日本保育協会 理事長 吉田 学	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和六年四月一日

三 委託をした日

令和六年四月一日

告 示

埼玉県告示第七百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）そよら入曾

埼玉県狭山市大字南入曾字堂ノ前原五四〇番一 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

イオンリテール株式会社 代表取締役

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 他未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和七年三月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千六百八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 百四十九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 百三十二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 百三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三十六立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前七時から午後十一時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後十一時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 五か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設① 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設② 午前四時から午前六時三十分まで

ト 届出年月日

令和六年五月三十一日

二 縦覧期間

令和六年六月十四日から令和六年十月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年六月十四日から令和六年十月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）川口市川口五丁目計画

埼玉県川口市川口五丁目八十三番三

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

生活協同組合コープみらい 代表理事・専務理事 河田 喜一

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者

生活協同組合コープみらい 代表理事・専務理事 河田 喜一

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和七年二月五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千一平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八十四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 百台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 百二十三・八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二十・三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十一時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前四時から午後十一時まで

ト 届出年月日

令和六年六月四日

二 縦覧期間

令和六年六月十四日から令和六年十月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年六月十四日から令和六年十月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーケー川口栄町店

埼玉県川口市栄町三丁目四

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

埼玉栄不動産株式会社 代表取締役 飯塚 元一

埼玉県川口市前川一丁目一番七十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

オーケー株式会社 代表取締役 二宮 涼太郎

横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和七年二月五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千五百四十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二十六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四十五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六十三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 十九立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時四十五分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時四十五分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和六年六月四日

二 縦覧期間

令和六年六月十四日から令和六年十月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年六月十四日から令和六年十月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）オーケー越谷大泊店

埼玉県越谷市大字大泊字塚田四百四十番一 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

オーケー店舗保有株式会社 代表取締役 田中銀一

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号

大規模小売店舗において小売業を行う者

オーケー株式会社 代表取締役 二宮涼太郎

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和七年二月五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千九百四十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 百四十五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 百四十五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 百五十二・三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三十九・八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時四十五分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和六年六月四日

二 縦覧期間

令和六年六月十四日から令和六年十月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年六月十四日から令和六年十月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 起業者の名称

上里町

二 事業の種類

（仮称）保健センター等複合施設整備事業

三 起業地

イ 収用の部分

埼玉県児玉郡上里町大字七本木地内

ロ 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次に掲げるとおり法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

イ 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、（仮称）保健センター等複合施設整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、起業者が保健センター、老人福祉センター及び福祉町民センターの機能を統合し、複合施設として整備する事業であり、当該複合施設は、法第三条第二十三号に掲げる社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業の用に供する施設及び同条第三十一号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件に適合すると判断される。

ロ 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、上里町保健センター設置及び管理条例（昭和五十五年上里町条例第七号）、上里町老人福祉センター設置及び管理条例（昭和五十年上里町条例第七号）及び上里町福祉町民センター設置及び管理条例（平成十四年上里町条例第二十九号）に基づき、保健センター、老人福祉センター及び福祉町民セン

ターを設置し、管理している。

さらに、本件事業に必要な用地取得費及び事業費について財源措置等を講じていることなどから、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件に適合すると判断される。

ハ 法第二十条第三号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

保健センター、老人福祉センター及び福祉町民センターは、いずれも建設後四十年以上が経過し、著しく老朽化が進んでいることに加え、バリアフリートイレが設置されていない等、バリアフリーに非対応であることから、利用者が安心・安全に施設の利用を継続することは困難である。

また、保健センター及び福祉町民センターについては、狭あい、相談室等の必要な事業スペースが確保されていないことから、利用者へのサービス提供に支障を来しているため、改修の必要が生じている。

本件事業の完成により、施設の老朽化を解消し、耐震性に優れ、バリアフリーに対応した施設の整備が可能となるものである。また、施設を複合化することにより、従来のサービス水準を維持しながら利用者の利便性を向上させ、施設運営の効率化を図ることが可能となるほか、災害時の医療活動の拠点施設及びボランティア活動の拠点施設が同一施設となるため、災害対応の円滑化を図ることができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業者が実施した自然環境調査によると、起業地には保護のため特別な措置を講ずべき動植物は確認されていない。

このことから、本件事業が希少な動植物に与える影響は軽微であると認められる。

また、起業地には文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十条第一項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が特別な措置を講ずべき文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

保健センター、老人福祉センター及び福祉町民センターは、著しく老朽化

していることに加え、バリアフリーに非対応であり、利用者の利便性及び安全性が確保されていないことから、早急な整備が必要である。

また、保健センター及び福祉市民センターは、狭あい、必要な事業スペースが確保されていないことから、利用者へのサービス提供に支障を来している状況である。

さらに、上里町公共施設等総合管理計画及び上里町公共施設再配置・維持保全計画では、保健センター、老人福祉センター及び福祉市民センターについては、施設の老朽化が進んでいることなどから、機能を統合し複合化を図ることとされている。

これらの状況から、いずれの施設も建替えが急務であり、本事業の完成により、施設の老朽化の解消、バリアフリー対応、利用者の利便性の向上及び管理運営の効率化を図ることが可能となるほか、災害時の重要な防災拠点として災害対応の円滑化を図ることができる。

また、本事業の起業地の選定に当たって、起業者は、三箇所の候補地を選択して総合的に比較検討を行っている。その上で、施設利用者の利便性、地理的条件、周辺環境及び経済性を総合的に検討したところ、①JR高崎線神保原駅から四百五十メートル以内の徒歩圏内に位置しており、最も交通の利便性が高いこと、②上里町役場庁舎が隣接しており、利便性が高く災害時の防災拠点としての機能が最も発揮できること、③都市計画マスタープランの拠点（優先的検討候補地）になっていること及び立地適正化計画に該当していること、④経済性が比較的優位であることの理由により、本起業地を選択しており、その選択は適正なものであると認められる。

なお、起業地内に農地が存在するが、農地転用、開発許可等、事業の遂行上必要な土地利用諸法上の規制については、全て解除済みである。

したがって、本事業の事業計画は合理的なものであると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件に適合すると判断される。

ニ 法第二十条第四号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

保健センター、老人福祉センター及び福祉市民センターは、著しく老朽化していること、バリアフリーに非対応であること等により、施設の機能を十分に発揮することができない現状であることから、早期に利便性、安全性等

を備えた複合施設の整備を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件に適合すると判断される。

ホ 結論

イからニまでで判断したところによると、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

上里町役場保健センター等複合施設建設推進室

告 示

埼玉県告示第七百二十六号

令和四年埼玉県告示第七百八十七号で公示した公共測量は、令和六月二十九日終了した旨測量計画機関でさいたま市丸ヶ崎土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百二十七号

令和三年埼玉県告示第百一号で公示した公共測量は、令和六年三月二十九日終了した旨測量計画機関であるさいたま市丸ヶ崎土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百二十八号

令和五年埼玉県告示第七百四号で公示した公共測量は、令和五年十二月二十八日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第七百二十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県朝霞県土整備事務所において縦覧に供する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 膝折町三丁目地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十七号までを順次結んだ線及び標柱十七号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	朝霞市	膝折町三丁目		一九七五番一二
二	同	同		一九七七番一地先
三	同	同		一九七六番三地先
四	同	同		一九七六番三
五	同	同		一九七七番一
六	同	同		一九七七番一
七	同	同		一九九三番一三
八	同	同		一九九三番九
九	同	同		一九九三番二
十	同	同		一九九七番三
十一	同	同		二〇〇一番二
十二	同	同		二〇〇一番二
十三	同	同		一九九九番四
十四	同	同		一九七五番五

十七	十六	十五
同	同	朝霞市
同	同	膝折町三丁目
一九七五番四	一九七五番一	一九七五番五

告 示

埼玉県告示第七百三十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―五〇―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県越谷市新越谷二丁目百八十九番一外十三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 百三・七六立方メートル

告 示

埼玉県告示第七百三十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―三〇―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市鷺宮字池の台七百二十三番十二の一部外二十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八百二十六・七七六立方メートル

告 示

埼玉県告示第七百三十二号

蓮田市から蓮田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百三十三号

蓮田市から蓮田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百三十四号

蓮田市から蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第七百三十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により嵐山町平沢土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

退任した理事の氏名及び住所

内田 健	埼玉県嵐山町大字平澤六百三十一番地
内田 信雄	埼玉県嵐山町大字平澤五百八十六番地
内田 博資	埼玉県嵐山町大字平澤五百七番地
大野 輝子	埼玉県嵐山町大字志賀八百五十一番地
大野 敏行	埼玉県嵐山町大字志賀八百七番地一
奥平 勝久	埼玉県嵐山町大字平澤九百二十二番地
河井 勝久	埼玉県嵐山町大字平澤六百四十番地
河井 満雄	埼玉県嵐山町大字平澤九百八十七番地
清水 悟	埼玉県嵐山町大字平澤二千三百四十五番地
高橋 浩之	埼玉県嵐山町大字志賀四百五十一番地
滝澤 利男	埼玉県嵐山町大字志賀九百二十三番地一
西澤 壽章	埼玉県嵐山町大字千手堂五百番地
松浦 智	埼玉県嵐山町大字菅谷八十六番地
村田 永男	埼玉県嵐山町大字平澤六百八十二番地一
村田 宏吉	埼玉県嵐山町大字平澤五百七十番地
就任した理事の氏名及び住所	
内田 健	埼玉県嵐山町大字平澤六百三十一番地
内田 信雄	埼玉県嵐山町大字平澤五百八十六番地
内田 博資	埼玉県嵐山町大字平澤五百七番地
大野 輝子	埼玉県嵐山町大字志賀八百五十一番地
大野 敏行	埼玉県嵐山町大字志賀八百七番地一
奥平 勝久	埼玉県嵐山町大字平澤九百二十二番地
河井 勝久	埼玉県嵐山町大字平澤六百四十番地
河井 満雄	埼玉県嵐山町大字平澤九百八十七番地
清水 悟	埼玉県嵐山町大字平澤二千三百四十五番地
高橋 浩之	埼玉県嵐山町大字志賀四百五十一番地

山田忠男	村田永男	村田朗	西原富士男	西澤壽章
埼玉県嵐山町大字平澤二千四百八十五番地	埼玉県嵐山町大字平澤六百八十二番地一	埼玉県嵐山町大字平澤五百七十番地	埼玉県嵐山町大字志賀三千百三十一番地	埼玉県嵐山町大字千手堂五百番地

告示

埼玉県告示第七百三十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により蓮田市高虫西部土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

就任した理事の氏名及び住所

石井 憲司	埼玉県蓮田市大字高虫千八十二番地
萩原 和夫	埼玉県蓮田市大字高虫千五十六番地
森屋 純一	東京都あきる野市養沢百八十三番地
中田 拓朗	東京都立川市柴崎町一丁目十一番十三号
石坂 晃一	東京都八王子市北野町百九十六番地

埼玉県公安委員会告示第94号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定により、次のとおり技能検定員審査等を実施する。

令和6年6月14日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査

サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

令和6年7月13日（土）

イ 技能審査

令和6年7月20日（土）及び7月30日（火）から8月2日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

令和6年8月5日（月）から8月9日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

令和6年6月14日（金）から6月28日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の各日
午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、原則としてキャッシュレス決済の方法により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線242）

告示

埼玉県選管告示第二十四号

令和六年六月三日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和六年六月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、九一九人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六八、二四四人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六九、五八七人
南第二区 川口市	一四七、四一人
南第三区 さいたま市西区	二六、三四一人
南第四区 さいたま市北区	四一、九二〇人
南第五区 さいたま市大宮区	三四、五六五人
南第六区 さいたま市見沼区	四六、〇〇二人
南第七区 さいたま市中央区	二八、八一八人
南第八区 さいたま市桜区	二六、八三四人
南第九区 さいたま市浦和区	四六、一八四人
南第十区 さいたま市南区	五二、九二八人

南第十一区	さいたま市緑区	三六、〇五四人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、五三六人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七六、九五二人
南第十四区	桶川市	二一、一一八人
南第十五区	北本市	一八、九〇六人
南第十六区	鴻巣市	三三、二六二人
南第十七区	志木市	二〇、九九八人
南第十八区	新座市	四五、八四九人
南第十九区	蕨市	一九、八〇二人
南第二十区	戸田市	三七、四七三人
南第二十一区	朝霞市	三九、五七九人
南第二十二区	和光市	二三、二七〇人
西第一区	所沢市	九六、九五五人
西第二区	入間市	四〇、九八〇人
西第三区	飯能市	二二、三二八人
西第四区	狭山市	四二、四二二人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四一、九八〇人
西第六区	富士見市	三一、三八五人
西第七区	川越市	九七、八八一人
西第八区	日高市	一五、四〇六人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、五二三人
西第十区	坂戸市	二七、七八八人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、七八二人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三五、八四二人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、四九二人
北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	二七、一六九人
北第二区	本庄市・神川町・上里町	三三、三七四人
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	五一、六六二人
北第四区	熊谷市	五四、〇九二人
東第一区	行田市	二二、二六九人
東第二区	羽生市	一四、九七〇人
東第三区	加須市	三一、四〇六人
東第四区	久喜市	四二、五六四人

東第五区	蓮田市	一七、五三四人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、二三九人
東第七区	春日部市	六五、五七四人
東第八区	越谷市	九五、二二九人
東第九区	八潮市	二五、三八三人
東第十区	三郷市	三八、五七九人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二六、六一六人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、七七二人

告示

埼玉県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人新江明の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月十四日

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一
 埼玉県監査委員 小 笠 原 薫 子
 埼玉県監査委員 立 石 泰 広
 埼玉県監査委員 日 下 部 伸 三

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
井上 正之	埼玉県さいたま市浦和区岸町三丁目十三番十六号	令和六年六月十四日～ 令和七年三月三十一日
柴田 英樹	埼玉県さいたま市南区別所七丁目六番八―二八〇五号	令和六年六月十四日～ 令和七年三月三十一日
豊田 由美子	埼玉県吉川市高富一丁目三十番地九	令和六年六月十四日～ 令和七年三月三十一日
織田 智美	埼玉県所沢市旭町二十八番十七号	令和六年六月十四日～ 令和七年三月三十一日
小林 正和	埼玉県さいたま市浦和区東仲町十五番一―二〇二号	令和六年六月十四日～ 令和七年三月三十一日
蛭田 浩平	埼玉県さいたま市緑区大字大門千四百十三番地八	令和六年六月十四日～ 令和七年三月三十一日